

Tax-Account

第81号
平成25年8月31日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

贈与税の税率構造見直し ~平成25年度税制改正(その4)

クールビズ実施について

当事務所では、環境省の提唱する地球温暖化防止対策の一環である「クールビズ」に賛同し、実施しております。

皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

また、皆様におかれましても、どうぞ軽装でお越しくださいませ。

- ・ 実施期間：5月7日から10月31日まで(予定)
- ・ 実施内容：ノーネクタイ・ノー上着の励行、エアコン温度を高めに設定

COOLBIZ
を実践しています



PHOTO:(タイトル)奈良県ダム/(上)SLみなかみ

前回は、相続税の税率引き上げについてご案内しました。今回は、贈与税の税率についてです。

下記の表をご覧ください。贈与税については、最高税率を相続税の最高税率に合わせるように上げる(50パーセント → 55パーセント)一方で、最高税率未満の部分では、逆に税率が緩和されます(平成27年1月1日以後の贈与について適用されます)。

また、従来は、贈与する側が誰であるかを問わず、税率は同じでしたが、今回の見直しにより、「直系尊属からの贈与」は、それ以外の贈与よりも、税率がさらに緩和されることとなりました。

「直系尊属からの贈与」とは、正確には「20歳以上の人が、直系尊属から贈与を受けた場合」です。

「直系尊属」とは、「直系(血筋が親子関係によって直接につながっている系統)」の「尊属(目上の人)」をいい、父母、祖父母、曾祖父母などを指します。養父母は含まれますが、おじ・おば、配偶者の父母・祖父母などは含まれません。

高齢化の進展、子・孫への資産移転時期の高齢化に伴い、高齢者層が保有する資産の割合が高まっています。

贈与税の税率見直しには、高齢者が保有している資産を、早期に若い世代へ移転させて、消費拡大や経済活性化を図るというねらいがあります。

今回の改正により、贈与税の負担が一般には低くなり、資産移転が行いやすくなります。

ただし、上述のとおり、最高税率だけは現行よりも高くなりますので、ご注意ください。

ここまで述べてきた贈与税の税率は、「暦年課税」と呼ばれる方式に適用されるものです。

「1月1日から12月31日までの1年間に贈与してもらった財産金額の合計から、基礎控除額(110万円)を差し引いて、税率をかける」ことにより、税額が計算されます。

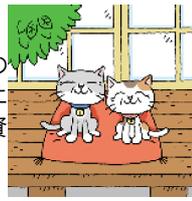
贈与税には、もうひとつの計算方式、「相続時精算課税」制度があります。これは、もともと若い世代への資産移転を促進するための制度です。

相続時精算課税制度とは、贈与を受けた時に贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時には、贈与財産の金額と相続財産の金額とを合計していったん相続税額を計算し、そこからすでに納めたその贈与税額を控除することによって、贈与税・相続税を通じた納税を行うものです。(贈与を受けた財産については、累計が2,500万円までは贈与税が非課税、累計2,500万円を超える部分については一律20パーセントの税率で贈与税が課税されますので、下記の表は関係ありません。)

この相続時精算課税制度についても、今回、次のふたつの改正がなされました。

- ① 贈与を受ける人の範囲に、20歳以上である「孫」が追加されます。従来は、20歳以上の「子」のみでした。(ただし、子がすでに死亡している場合は、従来から、孫についても適用が可能です。)
- ② 贈与をする人の年齢が「60歳以上」に引き下げられます。現行は、「65歳以上」です。

※ いったん相続時精算課税制度を選択すると、非課税枠(累計2,500万円)内でも贈与を受けた年ごとに申告が必要となります。また、毎年の基礎控除(110万円)がある暦年課税には戻れません。検討される際は、ぜひご相談ください。



現行		改正後			
すべての贈与		一般の贈与		直系尊属からの贈与	
課税される金額	税率	課税される金額	税率	課税される金額	税率
200万円以下	10%	200万円以下	10%	200万円以下	10%
200万円を超え 300万円以下	15%	200万円を超え 300万円以下	15%	200万円を超え 400万円以下	15%
300万円を超え 400万円以下	20%	300万円を超え 400万円以下	20%	400万円を超え 600万円以下	20%
400万円を超え 600万円以下	30%	400万円を超え 600万円以下	30%	600万円を超え 1,000万円以下	30%
600万円を超え 1,000万円以下	40%	600万円を超え 1,000万円以下	40%	1,000万円を超え 1,500万円以下	40%
1,000万円超	50%	1,000万円を超え 1,500万円以下	45%	1,000万円を超え 1,500万円以下	40%
		1,500万円を超え 3,000万円以下	50%	1,500万円を超え 3,000万円以下	45%
		3,000万円超	55%	3,000万円超 4,500万円以下	50%
				4,500万円超	55%



発行:

株式会社Y&T会計事務所
田沢徳和税理士事務所
〒233-0013
横浜市港南区丸山台2-1-5
第2丸照ビル3階

TEL: 045-847-4810
FAX: 045-847-4811
E-mail: info@tax-account.jp
URL: <http://www.tax-account.jp>